平成２３年（フ）第１２１４０号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目31―21、住民票上の住所埼玉県越谷市越ヶ谷３丁目３―15
債務者　金子裕貴子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１４５号
東京都足立区六月２丁目１―１―203
債務者　有安いなみ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１５４号
東京都板橋区宮本町６―２―201
債務者　原田　信義
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１５５号
東京都板橋区加賀２丁目18―２　サンライズガーデン加賀Ｃ207
債務者　中川　芳明
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１５８号
東京都西東京市芝久保町１丁目19―７　ルミネ芝久保Ｂ―113
債務者　竹越　　猛
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１６１号
東京都足立区平野１丁目17―19
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９７１号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目20番７―105号
債務者　郡　　利彰
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５０号
横浜市都筑区東山田町1683番地　メゾンヴェルデ102
債務者　高橋　誠也
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１６号
東京都三鷹市下連雀１丁目７番25号梢風荘２―Ｅ
債務者　下川　菊江
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９３４号
東京都立川市上砂町４丁目39番地の２
債務者　梅田　　哲
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１００４号
東京都多摩市鶴牧５丁目40番地４―206
債務者　秋本　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４７号
青森市千刈４丁目８番７号　若草荘１号
債務者　寺田　達夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
青森県上北郡七戸町字森ノ上87番地１　ききょう団地５―４号
債務者　久保田恵理子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９８６号
東京都福生市加美平２丁目２番地３細渕ハイツ301号室
債務者　江端　正志
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部